

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 20 日

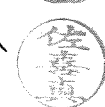
学校法人 沖縄国際大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 沖縄国際大学

監 事 知花 健 二



監 事 佐喜真 裕



私たち学校法人沖縄国際大学の監事は、私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）附則第 4 条第 1 項の規定により、旧私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人沖縄国際大学旧寄附行為第 21 条に基づき、学校法人沖縄国際大学の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人沖縄国際大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書(内訳表を含む。)、事業活動収支計算書(内訳表を含む。)、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上